

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	天草市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0033244/index.html">http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0033244/index.html</a>

執行機関名 天草市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	一般住宅(天草市一般住宅条例(平成18年天草市条例第240号)第2条の一般住宅をいう。)の管理に関する事務
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2第3項 一般住宅(天草市一般住宅条例(平成18年天草市条例第240号)第2条の一般住宅をいう。)の管理に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第一条	天草市一般住宅条例(平成18年天草市条例第240号)第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、 <u>一般住宅及び共同施設の設置及び管理</u> に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 この条例において「一般住宅」とは、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に規定する公営住宅以外の住宅で、 <u>市が建設し、買い取り、又は借り上げたもの及びその附帯施設をいう。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		天草市営住宅条例 天草市一般住宅条例 天草市一般住宅条例施行規則